

? ヘルプマーク・ヘルプカードについて

ヘルプマーク 援助が必要な人のためのマーク



援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるように作成されたマークです。

(対象者の例)

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など

ヘルプカード 困ったときに手助けを求めるためのカード

表面



裏面

ふりがな 名前			
性別	血液型	RH+	生年月日
男・女	A・B・O・AB		年 月 日
<input checked="" type="checkbox"/> 大切な連絡 (このカードをご覧になった方へ)			

中面

連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 通勤・通学先 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 通勤・通学先 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 通勤・通学先 <input type="checkbox"/> その他 ()
医療機関 (かかりつけ) 連絡先	
本人の特徴、対応についてのお願ひ (薬、アレルギー、装具、ストーマなど)	

ヘルプカードは、援助を必要とする障害のある人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。日常生活の中ではもちろん、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたいときに、ヘルプカードを提示することで手助けを求めることができます。

◆配布先

ヘルプマーク、ヘルプカード、ご案内用のリーフレットを希望する人に配布しています。

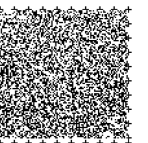
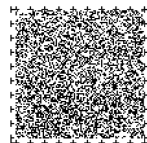
- 各総合支所保健福祉課
- 出張所・まちづくりセンター
- 図書館 (地域図書館、図書館カウンターを含む)
- 区役所第2庁舎1階5番窓口

令和3年8月 発行 広報印刷物登録番号 No.1969

発行/世田谷区 編集/障害福祉部障害施策推進課

〈電話〉03-5432-2424 〈ファクシミリ〉03-5432-3021 〈ホームページ〉<http://www.city.setagaya.lg.jp/>

この冊子は、障害者差別解消支援地域協議会として活動する、「世田谷区自立支援協議会 虐待防止・差別解消・権利擁護部会」で話し合いながら作成しました。



共に生きる社会をつくるために

障害者差別解消法を知ろう

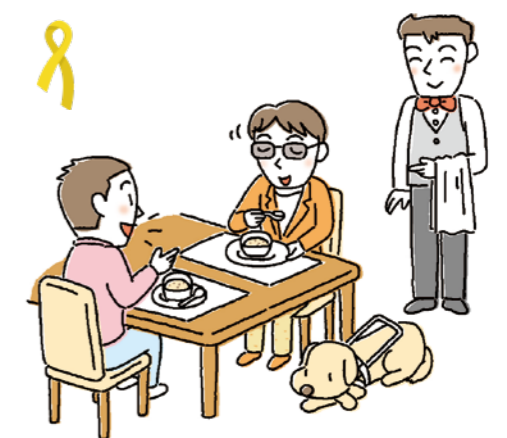
この法律は平成28年4月に施行されました。

国や区市町村などの「行政機関」(役所)、会社やお店などの「民間事業者」の仕事において、「障害を理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めています。

下の例で、どんなことが役にたっているか、わかりますか。

(がついている例は、世田谷区に相談や問合せがあったものです。)

障害のある人への差別をなくすためにどんなことが必要なのかを、みんなで考えていきませんか?



イエローリボン

日本では、障害者の権利を守るシンボルマークとして活用されています。「どんなに重い障害があっても、その人らしい自立と社会参加が保障され、人としての尊厳が守られ、住み慣れたまちで心豊かに、すべての人びとがともに生きる社会づくりをめざす」という意味が込められています。(日本障害フォーラム作成「イエローリボンパンフレット」より)



世田谷区

しょうがい りゆう さべつ 「障害を理由とする差別」について

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

× 不当な差別的取扱い

「障害がある」という理由だけで、次のようなことを行うことです。



がついている例は、世田谷区に相談や問合せがあったものです。

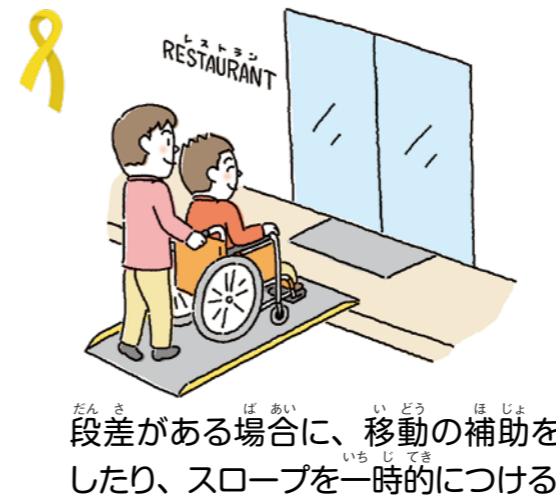


お店や会社で、障害を理由に差別をされて、つらい、悲しい思いをしたことはありませんか？お話を伺い、解決に向けて一緒に考えます。家族や支援をする人が、相談することもできます。連絡先は8ページにあります。

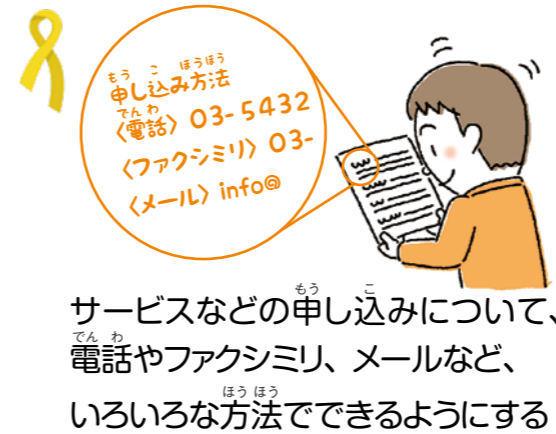


○ 合理的配慮

障害のある人などから求められた場合に、負担になりすぎない範囲で、たとえば次のようなことを行うことです。



がついている例は、世田谷区に相談や問合せがあったものです。



！「困っているかな？」と思ったら

「何かお手伝いすることがありますか」などと、まずは声をかけてください。
そして、手助けを求められたら、何をどのようにすればいいのか、相手に聞いてください。



メイ アイ ヘルプ ユー
May I Help You?
「お手伝いしましょうか？」の英訳

！ まちの中で

視覚障害のある人が、音声案内のない信号機が設置された横断歩道にいたら「青になりましたよ」などまわりの状況を伝えましょう。

補助犬をつれている人がいたら、その犬は仕事です。犬に声をかけたり触ったりして、役割の邪魔をしないように注意しましょう。

点字ブロックは、視覚障害のある人が一人で歩行できるように設置してあります。点字ブロックの上に自転車やバイクを止めないようにしましょう。

後ろから声をかけたり、自転車のベルを鳴らしても気付かない人がいたら、もしかしたら聴覚に障害のある人かもしれません。ゆっくり気をつけて追いこしましょう。

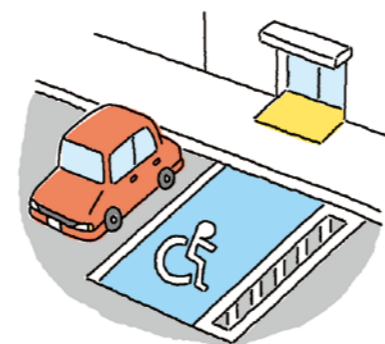


！ お店・買い物などで

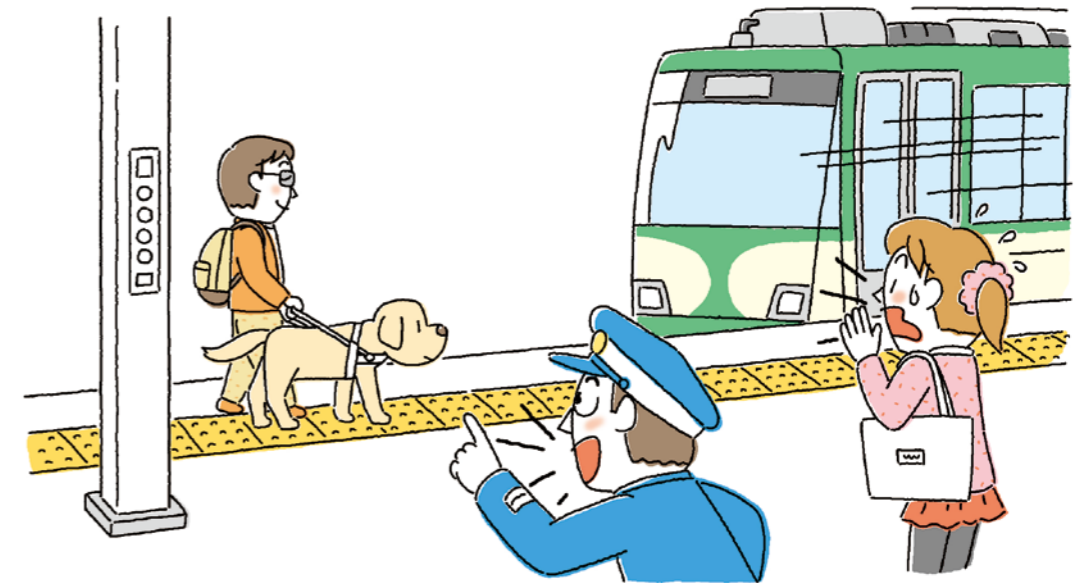
車いすの人などは、棚の上のものを取ったり、床に落ちたものを拾ったりすることが困難です。様子を見て声をかけてみましょう。

「障害者用駐車スペース」は、車いすで乗り降りするために広く場所が取ってあったり、移動が少なくなったりするように、建物の近くに設置されています。必要のない人は使わないようにしましょう。

障害のある人は、待ち時間を短くする必要があるかもしれません。様子を見て声をかけてみましょう。



電車やバスなどを利用するとき

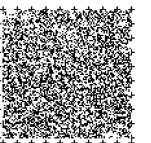
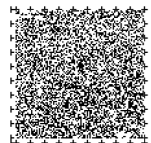


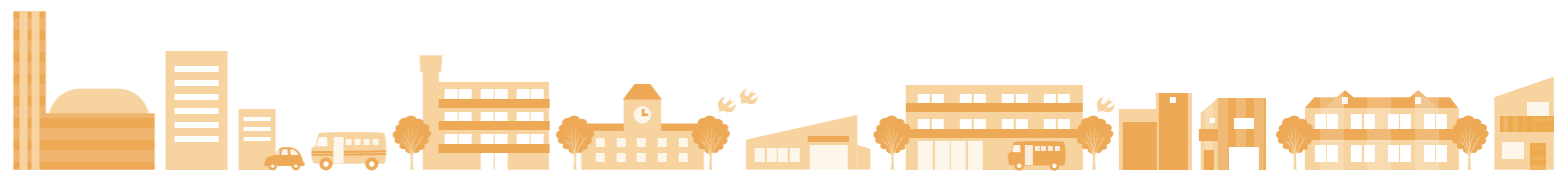
視覚障害のある人が、駅のホームで、はしによりすぎたら、まわりの状況を伝え、「止まってください」、「もっと右(左)に寄ってください」などと、声をかけましょう。

知的障害のある人等は、事故などによる運行中止やダイヤの乱れなどがあつたとき、自分で判断ができず、大きな声を出すなどのパニックになる場合があります。正面からおだやかに話しかけて、かんたんな言葉で様子を伝えましょう。

障害のある人の中には、乗り降りに時間がかかる人がいます。急がせず待ちましょう。「だれでもトイレ」やエレベーターでは、そこしか使えない人がいるかもしれません。必要としている人を優先するように心がけましょう。

聴覚障害のある人は、事故などのアナウンスが聞き取れない場合もあります。電光掲示板のある場所を示す、筆談で伝える、ゆっくり短い文で話し、口の動きを読み取ってもらうなど、情報を知らせましょう。





！ みんなができる心づかい

しょうがい ひと ひと せいかつ しゃかい
障害がある人もない人も 生活しやすい社会をつくるために



こま 困っていきそうな人を見かけたら、「お手伝いしましょうか?」と声をかけましよう。

く 区では、みんなができる心づかいについて考えるチラシをつくって配布しています。みんなが暮らしやすい社会をつくるための出前講座なども行っていきます。お気軽にご相談ください。

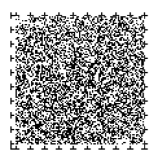


ユニバーサルデザインについて紹介しているパンフレットでも、手助けや心づかいのヒントを紹介しています。
 せたがやくとし デザイン 課へお問い合わせください。
 〈電話〉 03-6432-7152 〈ファクシミリ〉 03-6432-7996

? おんせい 音声コードってなに?

せんよう 専用の読み取り機やスマートフォンのアプリを使ってコードを読み取ると、文字を音声に変えることができます。

め 目の不自由な人に情報を伝えるために役立っています。



? たいしょう しょうがいしゃ 対象となる「障害者」とは?

しんたいしょうがい 身体障害のある人、知的障害のある人、その両方のある人、医療的ケアが必要な人(※1)、精神障害のある人、高次脳機能障害のある人(※2)、難病など外見からは障害がわからない人などです。障害のある子どもも含まれます。

しょうがいしゃ 障害者手帳などを持っていないくても、障害や社会の仕組み(建物やルールなど)によって、日常生活に不自由があり、困っている人をすべて対象にしています。

※1 医療的ケア：人工呼吸器、気管切開、たんの吸引、経管栄養ほか、日常生活に必要とされる医療的な援助。

※2 高次脳機能障害：交通事故や脳血管障害などの病気により、脳にダメージを受けることで認知や行動に生じる障害。小児にも生じることがある。失語症を伴う場合がある。

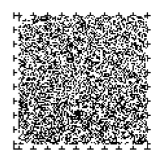
? たいおう もと 対応を求められるのはどんなところ?

- 国、都、区などの行政機関やその関係する施設
- 会社やお店、病院、学校、NPO 法人など
- 個人で仕事をしている人、ボランティア活動をするグループも含まれます。

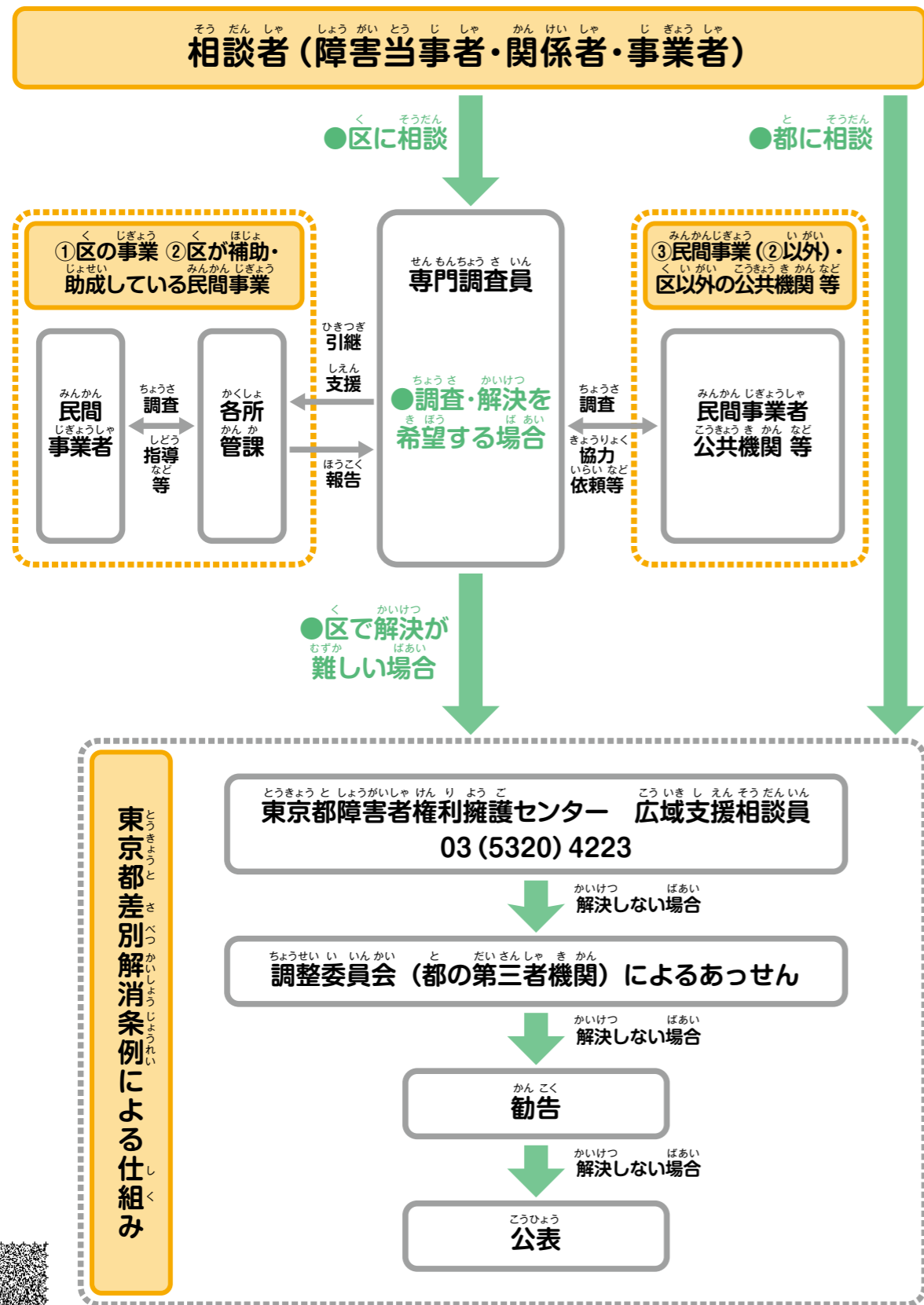
しょうがい りゆう 障害を理由とする不当な差別的取扱い	しょうがいしゃ ごうりてきはいりよ 障害者への合理的配慮の提供
してはいけない	しなければならない

事業者の合理的配慮の提供の義務化

しょうがいしゃ さべつかいしょうほうせいじ 障害者差別解消法制定時には、合理的配慮の提供は行政機関などは「義務」、民間事業者は「努力義務」となっていました。平成30年(2018年)に東京都の条例が制定され、都内の民間事業者は「義務」となり、令和3年(2021年)6月には改正障害者差別解消法が公布され、3年以内にすべての民間事業者が「義務」となります。



しょうがいしゃ さべつ かん そうだんかいけつ なが 障害者差別に関する相談解決の流れ



しょうがい りゆう さべつ そうだんまどぐち 障害を理由とする差別についての相談窓口

相談窓口	電話	ファクシミリ
障害福祉部障害施策推進課計画担当	03-5432-2424	03-5432-3021

げつ きんようび ごぜん じ ふん ごこ じ しゅくじつねんまつねんし のぞ
※月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日、年末年始を除く)

世田谷区には、障害者差別の相談窓口があります。
専門の調査員がお話を伺い、解決に向けて一緒に考えます。

- 秘密を守ります。また匿名のご相談もお受けします。
- 相談者のご希望により、相手方の事業所に連絡して調査を行います。
相談者のお気持ちを代弁して、相手方の状況を確認のうえ、解決策を考えます。
- 内容によっては、より適切な相談が出来る場所をご案内する場合があります。
お気軽にご相談ください。

東京都による広域支援相談員

障害者差別の相談を専門に受け付ける「広域支援相談員」が対応します。

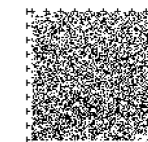
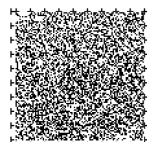
とうきやうと しょうがいしゃけん りやうご 東京都障害者権利擁護センター (広域支援相談員)
電話 03-5320-4223 FAX 03-5388-1413
メールアドレス syougaisyakenriyogo@section.metro.tokyo.jp

げつ きんようび ごぜん じ ごこ じ しゅくじつねんまつねんし のぞ
※月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日、年末年始を除く)

東京都による紛争解決の仕組み

障害者差別に係る事案で、広域支援相談員による対応でも解決しないときは、調整委員会で、あっせん・勧告・公表を行っています。

- (1) あっせん
話し合いにより解決を目指します。
- (2) 勧告
あっせんを行っても解決しないとき、勧告により東京都が事業者に対して必要な対応を求めます。
- (3) 公表
勧告を行っても事業者が従わないなど、特に悪質な場合は公表することができます。



つらい、やめてほしい、と
 おも 思うことをされていませんか？
 さべつ それは差別ではなく、虐待かもしれません。
 ざやくたい それは差別ではなく、虐待かもしれません。
 そうだん 相談してください。



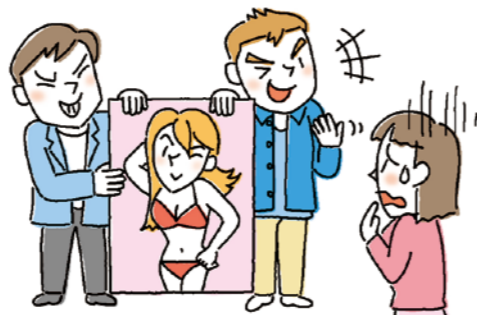
しんたいまきぎやくたい
身体的虐待

たたかれたり、つねられたり、火のつ
 いたタバコをつけられたりすること



せいまきぎやくたい
性的虐待

いやらしい写真やビデオを見せられたり、
 からだ さわ 体を触られたりすること



しんりまきぎやくたい
心理的虐待

「のろまだな」などといわれたり、大声
 おおごえ で怒鳴られたり、他の人の前でばかに
 ほかひとまえ されたり、無視されたりすること



ほうち ほうき
ネグレクト (放置、放棄)

おやしえんしゃのつごうでご飯を食べさせて
 もらえない、事業所に行きたいのに
 かぞくい 家族が行かせてくれない、病気なのに
 びょうき 病院に連れていってもらえないこと



けいざいまきぎやくたい
経済的虐待

きゅうりょうねんきん 給料や年金、貯金を勝手に使われたり、
 かつて わた 渡してもらえないこと



しょうがいしゃ ぎやくたい かん そうだんまどぐち
障害者への虐待に関する相談窓口



相談窓口	電話	ファクシミリ
世田谷総合支所保健福祉課	03-5432-2865	03-5432-3049
北沢総合支所保健福祉課	03-6804-8727	03-6804-8813
玉川総合支所保健福祉課	03-3702-2092	03-5707-2661
砧総合支所保健福祉課	03-3482-8198	03-3482-1796
烏山総合支所保健福祉課	03-3326-6115	03-3326-6154

げつ きんようび ごぜん じ ふん ごご じ しゅくじつねんまつねんし のぞ
 ※月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日、年末年始を除く)

やかん きつじつ う つ
夜間や休日も受け付けています

相談窓口	電話	ファクシミリ
世田谷区障害者夜間・休日虐待通報ダイヤル	03-5432-1033	03-3410-0368

ど にちようび しゅくじつねんまつねんし しゅくじつうけつけ およ やかん ごご じ しゅくあきごぜん じ ふん
 ※土・日曜日、祝日、年末年始 (終日受付)、及び夜間 (午後5時～翌朝午前8時30分)

こま そうだんまどぐち
困りごとの相談窓口

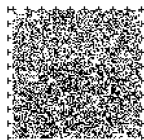
ちいき そうだん しえん
地域相談支援センター「ぽーと」

相談窓口	電話	ファクシミリ
ぽーとせたがや	03-6804-0405	03-6383-2156
ぽーときたざわ	03-6379-0262	03-3325-9519
ぽーとたまがわ	03-6411-6590	03-5707-2828
ぽーときぬた	03-6411-5680	03-6411-4150
ぽーとからすやま	03-5357-8760	03-5357-8761

げつ どうようび ごぜん じ ふん ごご じ しゅくじつねんまつねんし のぞ
 ※月～土曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日、年末年始を除く)

相談窓口	電話	ファクシミリ
世田谷区社会福祉協議会 権利擁護支援課成年後見センター	03-6411-3950	03-6411-2247

げつ きんようび ごぜん じ ふん ごご じ しゅくじつねんまつねんし のぞ
 ※月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日、年末年始を除く)



※平成24年10月から、障害者虐待防止法が施行されました。障害のある人の権利を守り、障害のある人もない人も、共に安心して生活できる社会を実現するための法律です。(正式には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)

